

「(仮称) 町田市子どもにやさしいまち条例」前文(素案)  
意見募集に対するご意見の概要と市の考え方について

1 前文の表現についてのご意見

No	ご意見の概要	市の考え方
1	<p>「前文(素案)意見募集」1ページ目の一番下に、『そして、本条例が“子どもが幸せになるために、私たち大人は何ができるのか”について、それぞれの立場で考える契機になればという思いも込めています。』と書かれている。</p> <p>前文(素案)には「幸せ」という記載がない。「幸せ」という単語を前文に入れてほしい。</p>	<p>本前文は、①子どもに関わる全ての大人、町田市全体で「子どもにやさしいまち」に取り組む姿勢を示す、②「子どもの参画」の次のステップとして、これからの取組である「子ども自身による実行」を示す、③条例に関心を持ってもらい、本則まで読み手を導くために、字数を多くせず、読みやすくするという考えに基づいて作成しております。</p>
2	<p>『この地域「まちだ」で望み、目指す なりたいまちの姿は 「子どもにやさしいまち」』 の部分について</p> <p>文法上の修飾関係がよくわからない。誰が読んでもわかりやすい「やさしい日本語」で書いてほしい。</p>	<p>本前文は、条例に関心を持ってもらい、本則まで読み手を導くために、字数を多くせず、読みやすくするという考えに基づいて作成しております。</p>
3	<p>『そのために、みんなが、同じ想いで、つながり、それぞれの立場で活動しているまち そして、何よりもお互いが支えあう』 の部分について</p> <p>1行目のところに、たとえば、『そのために、みんなが、「子どもにやさしい」という同じ想いで、つながり、』のように、具体的な表現があったほうがわかりやすいのではないかと。</p> <p>2行目のところに、立場だけでなく、「活動方法が多様であり、無数にある」ということを盛り込むのはどうか。</p>	<p>『同じ想い』は必ずしも一つに限定されず、様々な「同じ想い」があると考えております。</p> <p>『それぞれの立場で活動』については、本則の第8条から第12条の規定で立場(保護者、施設関係者、地域住民、事業者、市)ごとの大人の責務について規定しています。</p> <p>本前文では、責務の主体である大人が、それぞれの立場で何ができるかを考えて、活動に移していくことの重要性について触れています。</p>

No	ご意見の概要	市の考え方
4	『未来を担う子どもたち』の部分について 「今を生きている子どもたち」のためにこの条例は作られるのだと考えます。また、「担う」という言い方より「未来を作っていく」のような言い方が主体感が出ると思います。「今を生き、未来を作っていく子どもたち」のように、今一度ご検討いただければと思います。	子どもたちと未来への希望を込めて『担う』という言葉を使っています。

## 2 前文の内容についてのご意見

No	ご意見の概要	市の考え方
1	町田市が、全国で5自治体のみが承認を受けている「子どもにやさしいまちづくり事業」の実践自治体として活動を行っていることは、大変素晴らしいと思う。 現状、子ども施設では、「子どもにやさしくない」状態も多く見られ、課題もあると思う。失敗してしまっても、やり直すことができるのは理想的だが、現実はどうか。条例前文に定められる趣旨、理念、目的等が実際の制度にも反映されることを強く望む。	ご意見の趣旨につきましては、今後の事業検討の参考にさせていただきます。
2	少なくとも下記3つを前文に盛り込んでいただきたいです。 ①いじめを許さない町田。 ②学校まで安心して通える町田。 ③教育格差・貧困 がない町田。	本前文は、①子どもに関わる全ての大人、町田市全体で「子どもにやさしいまち」に取り組む姿勢を示す、②「子どもの参画」の次のステップとして、これからの取組である「子ども自身による実行」を示すという考え方で作成しております。

No	ご意見の概要	市の考え方
3	<p>市ホームページによると、町田市はユニセフのCFCCIの実践自治体として、国際社会の理解を獲得するため、様々な施策を展開していくとしています。しかし、前文からは、町田市のことしか書かれていないように感じます。</p> <p>「子どもにやさしいまち」に境界線がないことなど、言わずもがな、ということかもしれませんが、条例で必ずしも必要ではない前文を置く、という意味合いを考えると、市の条例本文に入れづらいメッセージとして、「子どもにやさしいまち」の普遍性や、この「まち」(の考え方、実践)をひろげていきたい、などの想いを、前文に謳っても良いのではないのでしょうか。</p>	<p>子どもにやさしいまちづくり事業(CFCCI)は、ユニセフが主唱している、「子どもの権利条約」を自治体レベルで具体化するための活動です。</p> <p>また、町田市の条例は町田市内でのみ有効であるため、本条例前文では町田市のなりたいまちの姿について謳っています。</p>
4	<p>前文案は参加する権利に偏っているように思います。子どもたちが自分に関することに参加し、実行することができるためには、一人ひとりがかげがえのない存在として尊重され、安心して過ごすことが重要です。現実にはそれすら保障されていない子どもたちがたくさんいます。前文では最も基本的なこの部分を強調することが大事なのではないかと考えます。</p>	<p>「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」の保障もしっかりと進めていきたいと考えていますが、本前文では「子どもの参画」の次のステップとして、これからの取組である「子ども自身による実行」を示すという考えに基づき、「参加する権利」に焦点を当てて作成しております。</p>